

第 15 号議案

塩谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和 3 (2021)年 2 月 9 日

栃木県都市計画審議会会長 森 本 章 倫

都計第 339 号

令和 3 (2021)年 1 月 29 日

栃木県都市計画審議会

会長 森 本 章 倫 様

栃木県知事 福 田 富 一

塩谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

計画書は別冊のとおり

位置図

塩谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

